

給与支払報告書(総括表および個人別明細書)の提出依頼について

平素は、瑞浪市税務行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。令和6年度市・県民税賦課のため、給与支払報告書等の書類をお送りいたします。

本書を参考に、給与支払報告書の作成をお願いします。また、前年度特別徴収事業所には所在地および名称を記載した総括表を別途郵送しますので、ご利用ください。

提出期限は令和6年1月31日(水)ですが、早めのご提出にご協力をお願いします。

記

- 給与の支払いを受ける人、被扶養者および支払者の個人番号または法人番号の記入が必要です。
- 住所、氏名(フリガナ)、生年月日の記入は、必ず住民登録(令和6年1月1日現在)してあるものを記入してください。なお、瑞浪市に住民登録がされていない人でも、令和6年1月1日現在瑞浪市に生活の本拠があれば課税の対象になります。
- 受給者番号を使用される場合は、その番号を記入の上、番号順にして提出してください。
- 給与支払報告書を再提出される場合は、㊸摘要欄に朱書きで「再提出」と記入の上、提出してください。
- 「㊶(源泉)控除対象配偶者の有無等」、「㊷配偶者(特別)控除の額」、「㊸配偶者の合計所得」、「㊹(源泉・特別)控除対象配偶者」欄については、裏面の各項目の書き方を参照の上、注意して記入してください。

【用語の説明】

- 同一生計配偶者……給与所得者本人と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者
- 控除対象配偶者……同一生計配偶者のうち、給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者
- 源泉控除対象配偶者……合計所得金額が900万円以下の給与所得者本人と生計を一にする、合計所得金額が95万円以下の配偶者

- 控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族のうち、令和6年1月1日現在、国外に居住している非居住者の情報の記入が必要です。控除対象扶養親族等の区分欄や摘要欄の書き方に注意して記入してください。
- 扶養親族のうち16歳未満の人(平成20年1月2日以降に生まれた人)の数は「㊱16歳未満扶養親族の数」欄に記入してください。

※障害者控除は16歳未満の扶養親族にも適用されます。また、16歳未満の扶養親族の数は市・県民税の非課税範囲やひとり親の判定等に関係するので、記入漏れのないようご注意ください。

- 一般生命保険料および個人年金保険料については、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料で取扱いが異なります。また、平成24年1月1日以後に締結した介護医療保険契約等に係る保険料についても生命保険料控除の対象となります。

契約締結年月日、保険契約の種別毎に保険料の支払金額を㊹「新・旧生命保険料の金額」「介護医療保険料の金額」「新・旧個人年金保険料の金額」欄に記入してください。

- 社会保険料等の金額について、給与から天引きしている健康保険、厚生年金保険等のほか、年末調整時に本人が申告された国民健康保険、介護保険、国民年金保険、小規模企業共済等掛金等がある場合は、その金額を含めて記入してください。※㊸摘要欄の記入事項3および裏面㊹社会保険料等の金額を参照の上、注意して記入してください。

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市役所 総務部 税務課 市民税係

TEL (0572) 68-2111 (内線117・118)

FAX (0572) 66-3809

給与支払報告書の書き方(裏面の続き)

㊸摘要欄の記入事項

- 5人目以降の扶養親族または16歳未満の扶養親族の氏名等の記入**
対象扶養親族の氏名と続柄を記入してください。この場合、氏名の前に㊸に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係が分かるようにしてください。
また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください。
 - 16歳未満の扶養親族の場合：氏名の後に「(年少)」と付記してください。
 - 国外に居住している場合：氏名の後に「(非居住者)」と付記してください。
- 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合**
給与所得者本人の合計所得金額が、1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受けることが出来ませんが、障害者にかかる控除は受けられます。同一生計配偶者が、障害者、特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に「(同配)」と付記してください。この場合、「㊹(源泉・特別)控除対象配偶者」には記入をしないよう注意してください。
- 給与天引以外の社会保険料控除額がある場合**
給与天引以外の国民健康保険、介護保険等を含めて年末調整した場合は、各保険料の控除額を摘要欄に記入してください。
- 中途就職者の前職分の記入**
中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。
前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。
- 特別徴収できない場合**
受給者への給与の支払いが一定でない等、市・県民税を特別徴収(給与天引)できない特別な事情がある場合のみ「普通徴収」と必ず記入してください。
記入がない場合には、特別徴収可能と判断することがあります。
- 給与所得者本人の住民登録が瑞浪市にない場合**
令和6年1月1日現在の住民登録地を記入してください。
- 所得金額調整控除の適用がある場合**
所得金額調整控除の適用があり、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください。
 - 同一生計配偶者が特別障害者の場合：配偶者の氏名の後に「(同配)」と付記してください。
 - 扶養親族が特別障害者または23歳未満の場合：扶養親族の氏名の後に「(調整)」と付記してください。
 ただし、「㊹(源泉・特別)控除対象配偶者」、「㊷控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族」に記入されている場合は、記入を省略できます。

【3の記入例】

(概要)	
国民健康保険料	78,900
介護保険料	24,600

【6の記入例】

(概要)	
住民登録地	岐阜市荻田南1-1

㊹住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の額の内訳	A	C	D	E
住宅借入金等特別控除適用数	円	円	円	円
住宅借入金等特別控除可能額	円	円	円	円

- 住宅借入金等特別控除適用数**
家屋の新築または増改築等をして住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日および年末残高を記入してください。
- 住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。**
- 居住開始年月日を必ず記入してください。**
- 住宅借入金等特別控除区分**
適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。
住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合
また、該当住宅の取得や増改築が「特定取得」に該当する場合には、「(特)」を、「特別特定取得・特例取得・特別特例取得」に該当する場合には、「(特特)」を、「特例特別特例取得」に該当する場合には、「(特特特)」を付記してください。
例：特定増改築等住宅借入金特別控除の適用があり、特定取得に該当する場合は「増(特)」と記入します。
- 住宅借入金等年末残高を記入してください。**